

第16号議案

蒲郡市国民健康保険条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

出産育児一時金の支給額を改定するため提案する。

蒲郡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険条例（昭和34年蒲郡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の蒲郡市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。